

松江市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、障がい福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障がい福祉サービス等を継続して提供できるよう支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所であって、次に掲げるものに該当する施設・事業所が行う、建物の消毒、職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続のための事業（以下「サービス継続事業」という。）

ア 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が発生し、職員が不足した場合を含む。

イ 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

ウ 市から休業要請を受けた事業所

※ 令和4年4月1日から令和5年5月7日までの期間に限り対象とする。

エ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（ア又はイに掲げる場合を除く。）

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2及び別添3に規定する。

オ ア及びウに掲げるもの以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。また、令和5

年 5 月 8 日以降は、通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合に限る。)

(2) 次に掲げるものに該当する施設・事業所が行う、感染者が発生した施設・事業所からの利用者の受入れ、当該施設・事業所への応援職員の派遣等の事業（以下「協力事業」という。)

ア 前号のア又はウに該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障がい福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(補助金の算定等)

第 4 条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、別添 1 に定める経費（令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに生じたものに限る。）とする。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに当市からの補助金の支払いが完了するものに限る。

2 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに、別添 1 においてサービス種別ごとに定める基準単価と補助対象経費の実支出額（寄附金その他の収入及び他の補助金等の収入を用いている場合は、当該他の補助金等の交付の対象となった経費を除外した額）を比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業総括表（様式第 2 号）

(2) 事業所・施設別申請額一覧（様式第 3 号）

(3) 事業所・施設別個表（様式第 4 号）

(4) 確認書（様式第 5 号）

(5) 理由書（様式第 6 号）

(6) 補助対象経費に係る領収書その他の支払いを証する書面又はその写し

(7) 収支決算書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び確定)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市障がい福祉サービス等事業者

に対するサービス継続支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第7号）又は松江市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第7条 規則第11条ただし書の規定により、この補助金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（実績報告等）

第8条 規則第12条の規定による補助金の実績報告は、第5条に掲げる書類の提出をもって、これが行われたものとみなす。

2 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付後に申告により仕入控除税額が確定したときは、松江市障がい福祉サービス事業継続支援事業補助金に係る消費税控除仕入額報告書（様式第9号）によりその旨及び当該仕入控除税額を速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告があった場合において、その額が交付決定額に係る仕入控除税額を超えるときは、その額を上限として、既に交付した補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の時期）

第9条 補助金は、補助事業者が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松江市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第6条の松江市障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第7号）の写し

(2) 請求額内訳書

(3) 口座振替依頼書（振込口座の通帳の写しを添付）

（交付の決定及び確定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市障がい福祉サービス事業継続支援事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（終期）

第11条 補助金の終期は、令和5年度（2023年度）末とする。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱並びに「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和 4 年度第二次補正予算分）実施要綱」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙（令和 4 年 12 月 16 日障発 1216 第 2 号））及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和 4 年度第二次補正予算分）実施要綱」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙（令和 4 年 12 月 16 日障発 1216 第 2 号（令和 5 年 5 月 8 日障発 0508 第 4 号をもって一部改正）））に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までの間においては、本文、別添様式中「感染者と接触があった者」（感染者と同居している場合に限る。）とあるのは「濃厚接触者」と、「感染等の疑いのある」とあるのは「発熱等の症状を呈する」と読み替えるものとする。